



第6号様式（第6条関係）  
海老名市指令第環 50号



一般廃棄物処理業許可証 (収集・運搬)

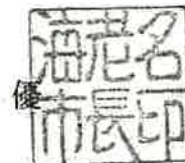
住 所 神奈川県綾瀬市早川字上原2605番30号  
氏 名 武田商事株式会社  
代表取締役 武田 敬

令和2年2月27日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市早川字上原2605番30号 武田商事株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ)
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	海老名市内
処 理 料 金	海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第27条の規定に準ずる。
営業許可期間	自令和2年4月1日 至令和4年3月31日
条 件	別紙のとおり

令和2年3月23日

海老名市長 内野



(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、海老名市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として（訴訟において海老名市を代表する者は海老名市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 上記1又は上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。